

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定について

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という）の運用開始に向けた、島根県の実施状況等について、次のとおり報告します。

1. 法律制定の背景・現状

令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、従前の「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和 5 年 5 月 26 日に制定されました。

島根県は、令和 7 年 10 月以降の運用開始を目指し、国や市町村と協議・調整しながら取組を進めています。（中核市である松江市は、独自に区域を指定し規制。）

2. 盛土規制法の概要

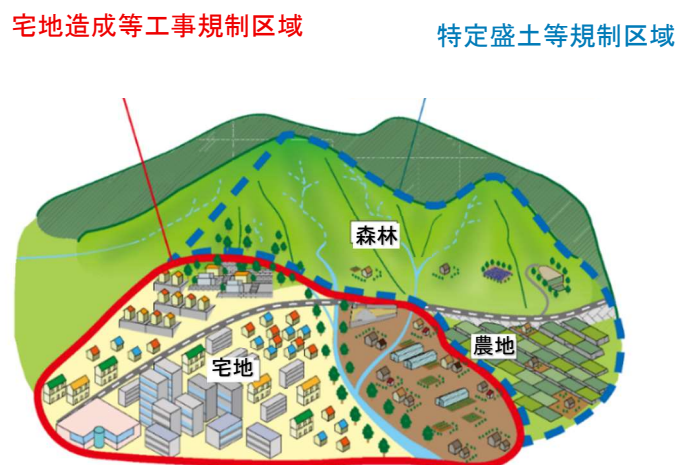
(1) 規制区域の種類（図 1 参照）

① 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します。（許可対象は、盛土で高さ 1 m 超の崖を生ずるもの等。）

② 特定盛土等規制区域

市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します。（許可対象は、盛土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの等。1 ～ 2 m 以内は届出対象。）



（図 1 規制区域のイメージ）

(2) 規制事項

規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要になります。

- ・ 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査
- ・ 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意及び周辺住民への事前周知を要件化

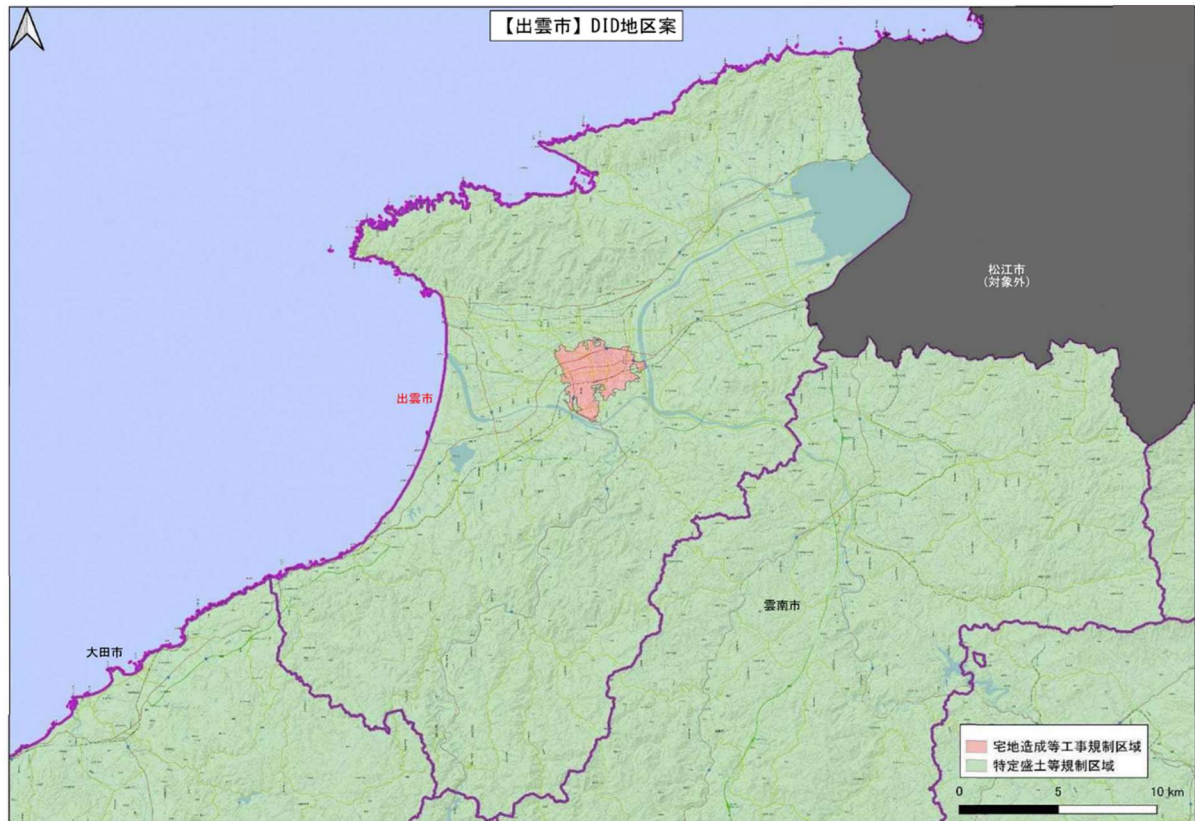
3. 島根県の規制区域（案）（図2参照）

これまでに実施した既存盛土調査の結果等を踏まえ、県全域について隙間の無い規制区域案を作成。

(1) 宅地造成等工事規制区域：D I D※区域（出雲市・安来市・浜田市・益田市の一部）

(2) 特定盛土等規制区域：D I D区域を除く全域

※D I D：人口集中区域



（図2 出雲市規制区域案）

4. 今後の予定

- ・ R 7 年 8 月 県主催の説明会開催（市町村、業界関係者等）
- ・ R 7 年 9 月 県手数料条例の一部改正（許可申請手数料の設定）
- ・ R 7 年 1 0 月以降 規制区域の指定、運用開始